

# 山梨県公報

号外第五十九号

一八四、〇一六

平成二十一年  
八月十七日

月曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 ..... 一  
を有する者の一定数

職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
県議会の解散の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
県議会の議員の解職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第一七九号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項  
の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり  
である。

平成二十一年八月十七日

#### 山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

一四、〇八四

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及  
び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法  
律第六六二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の  
三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を  
乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおり  
である。

平成二十一年八月十七日

#### 山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

一四、〇八四

選挙区名	山梨県選挙管理委員会	委員長 戸 栗 敏
西八代郡	四、九八五	一、〇八二
南巨摩郡	二、二六四	一、〇八二
南都留郡	一、一七二	一、一七二
甲府市	五、七三八	一、一七二
富士吉田市	一、四〇八二	一、一七二
都留市・西桂町	九、八七八	一、一七二
山梨市	一〇、四二八	一、一七二
大月市	八、二二三	一、一七二
韮崎市	一、一七二	一、一七二
南アルプス市	八、四四三	一、一七二
北杜市	一、一七二	一、一七二
甲斐市	一、一七二	一、一七二
笛吹市	一、一七二	一、一七二
上野原市・北都留郡	一、一七二	一、一七二
甲州市	九、八一	一、一七二
中央市・中巨摩郡	七、七八七	一、一七二

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号  
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会  
議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を  
超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を  
乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年八月十七日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番